

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、丸森町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 生活相談所の経営
- (9) 福祉サービス利用援助事業
- (10) 生活安定資金貸付事業
- (11) 生活福祉資金貸付事業
- (12) 丸森町地域福祉推進対策事業
- (13) 丸森町家族介護者交流事業
- (14) 生活支援体制整備事業
- (15) 保育所の経営
- (16) 児童館の経営
- (17) 一時預かり事業の経営
- (18) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を
確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るととも
に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保
を図るものとする。

2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の
解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービ
スを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、宮城県伊具郡丸森町字鳥屋48番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人には評議員18名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任
は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合
計4名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が
行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員とし
て適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数
をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の
1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定め
る。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法
人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の
関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定
するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の
1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 18 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員の数)

第 18 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 顧問

第26条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 顧問の任期については、役員の規定を準用する。

5 顧問の費用弁償については、役員の規定を準用する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第33条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第34条 この法人に、部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程については、評議員会において別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に事務局長を1名置くほか、職員を置く。

3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 36 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及びその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 1,000,000 円

(2) 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地(借地)所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 園舎 1 棟 床面積 1595.01(平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 37 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようするときは、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、宮城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮城県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 4 5 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 1 2 章 定款の変更

（定款の変更）

第 4 6 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮城県知事の認可（社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

第 1 3 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 4 7 条 この法人の公告は、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 4 8 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	(理事)	安 藤 重 三
副 会 長	(理事)	大 内 眞 光
会長代理	(理事)	佐 藤 鶴之進
理 事		佐 藤 寅之助
		谷 津 正 儀
		戸 村 正 一
		小 野 忠 治
		佐 藤 峻
		星 泰 三 郎
		佐 藤 さ た
監 事		目 黒 勝 衛
		渡 辺 亘

- 2 この規則は、昭和43年12月11日から実施する。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年10月9日から実施する。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年9月3日から実施する。

附 則

- 1 この定款は、平成元年4月5日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成2年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成6年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 8 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 1 3 年 3 月 2 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 1 4 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 1 7 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 0 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 1 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 3 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 3 年 6 月 1 0 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 4 年 7 月 3 0 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 4 年 1 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 7 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 4 号については、宮城県知事の認可日から適用する。

（宮城県知事認可日：平成 2 9 年 2 月 2 3 日）